

北海道告示第10085号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第6号に掲げるすけとうだら固定式刺し網漁業(道東太平洋海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和6年1月26日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数				(6)漁業を営む者の資格
すけとうだら固定式刺し網漁業	十勝海域	幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以東、十勝郡と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以西の海域	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	6隻	10トン以上20トン未満。 ただし、平成14年度適正化に該当して総トン数が増加した漁船を使用する場合に限り、30トン未満。	十勝総合振興局管内に住所を有する者	令和6年2月1日から同年3月1日まで	(1) 1. 許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 3. 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局又は振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 なお、(8)にあつては、根室太平洋海域の許可に適用する。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長又は〇〇振興局長を経由して北海道知事に報告しなければならない。 (2) すけとうだら以外を主たる漁獲の対象として操業してはならない。 (3) 次に掲げる水産動植物が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ ずわいがに カ ベにずわいがに キ さけ ク ます ケ つぶ (4) 7月11日から9月20日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (5) 使用する刺し網の網目の結節から結節までの長さは42ミリメートル以上56.5ミリメートル以下でなければならない。 (6) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (7) 北海道知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (8) 北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に掲げる区域に立ち入ってはならない。ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立ち入る場合は、この限りでない。この場合にあっては、あらかじめ根室振興局長に報告しなければならない。	
				10隻	10トン未満				(2)
同 上	釧路西部海域	十勝郡と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以東、釧路町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点と大黒島南端を結ぶ線上の同点から4,500メートルの点、尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ線の中点、同点から152度30分10,000メートルの点、同点から170度の線以西の海域	同 上	1隻	10トン以上20トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者			(3)
				44隻	10トン未満				(4)
同 上	釧路東部海域	釧路町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点と大黒島南端を結ぶ線上の同点から4,500メートルの点、尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ線の中点、同点から152度30分10,000メートルの点、同点から170度の線以東、厚岸郡と根室市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から179度26分100メートルの点、同点から181度40分7,000メートルの点、同点から162度30分の線以西の海域	同 上	25隻	10トン未満	同 上			(5)
同 上	根室太平洋海域	根室市納沙布岬から70度30分の線以南の根海共第33号共同漁業権漁場区域。ただし、北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に掲げる区域を除く。	同 上	57隻	20トン未満	根室振興局管内に住所を有する者			(6)